

第5回西小倉地域小中一貫校整備検討委員会 次第

日 時 令和5年5月25日（木）19時

場 所 宇治市立西小倉中学校 視聴覚室

- 1 開会
- 2 開会の挨拶
- 3 委員の紹介
- 4 学校部会長指名
- 5 西小倉地域小中一貫校整備検討委員会の開催状況について
- 6 閉会

【配付資料】

資料①：西小倉地域小中一貫校整備検討委員会名簿

資料②：西小倉地域小中一貫校整備検討委員会設置要項

資料③：西小倉地域小中一貫校整備検討委員会の会議の公開に関する要領

資料④：西小倉地域小中一貫校整備検討委員会の開催状況について

西小倉地域小中一貫校整備検討委員会 学校部会名簿

★R5年度からの新委員

区分	委員氏名	所属・役職等
委員	山花 啓伸	元小学校長
	門脇 洋子	西小倉小学校 学校運営協議会
	白藤 友子	北小倉小学校 学校運営協議会
	栗下 加代子	西小倉中学校 学校運営協議会
	堀井 聡★	西小倉小学校 校長
	市橋 公也★	北小倉小学校 校長
	手塚 ゆかり	南小倉小学校 校長
	上田 智子	西小倉中学校 校長
	中山 牧子★	西小倉小学校 P T A
	戎谷 裕子★	北小倉小学校 P T A
	貝村 愛★	南小倉小学校 P T A
	大西 育世★	西小倉中学校 P T A
	馬淵 伸一	西小倉地区コミュニティ推進協議会 会長
	黒田 忠雄	西小倉地区コミュニティ推進協議会 副会長
山田 達郎	西小倉自治連合会 会長	

※宇治市小中一貫教育推進協議会・南小倉小学校学校運営協議会については、(敬称略)
委員交代につき、現在調整中です。

西小倉地域小中一貫校整備検討委員会 地域部会名簿

区分	委員氏名	所属・役職等
委員	山花 啓伸	元小学校長
	三宅 康一	西小倉地区コミュニティ推進協議会 副会長
	岩井 浩	西小倉自治連合会 前会長
	泉 敏子	西小倉自治連合会 副会長
	齊藤 常雄	西小倉小学区体育振興会 会長
	木下 喜彦	北小倉小体育振興会 会長
	村瀬 豊穂	南小倉小学区体育振興会 会長
	日野 真代	NPO法人まちづくりねっと・うじ 代表理事
	高田 悦子	NPO法人働きたいおんなたちのネットワーク 理事
	山本 直彦	奈良女子大学 生活環境学部 住環境学科 准教授

(敬称略)

西小倉地域小中一貫校整備検討委員会設置要項
(目的及び設置)

第5回 西小倉地域小中一貫校
整備検討委員会 資料②

第1条 (仮称)西小倉地域小中一貫校を整備するにあたり、小中一貫校の学校施設整備等に関する事項に加え、小中一貫校を核とした地域のまちづくりを見据えた跡地活用等に関する事項の検討を行うため、西小倉地域小中一貫校整備検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 小中一貫校の学校施設整備等に関する事項
- (2) 地域のまちづくりを見据えた跡地活用等に関する事項
- (3) その他委員会において必要と認める事項

(組織)

第3条 委員は、別表に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 委員が欠けたときは、これを補充しなければならない。なお、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長が指名する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委員会)

第6条 委員会は、必要に応じて委員長が招集し、委員長がその議長となる。

(部会)

第7条 委員会は、次に掲げる部会を設置する。

- (1) 学校部会(小中一貫校の学校施設整備等に関することを協議)
- (2) 地域部会(地域のまちづくりを見据えた跡地活用等に関することを協議)
- 2 部会の構成員は、委員長が委員の中から指名する。
- 3 部会に部会長、副部会長を置く。部会長は委員長が、副部会長は部会長が指名する。
- 4 部会は、必要に応じて部会長が招集し、部会長がその議長となる。

(意見の聴取等)

第8条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に委員会や部会への出席を求め、その説明もしくは意見を聴き、又は、必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、教育部教育支援センター学校改革推進課において処理する。なお、部会の庶務については、学校部会は教育部教育支援センター学校改革推進課、地域部会は政策企画部政策戦略課が行う。

(その他)

第10条 この要項に定めるもののほか、委員会及び部会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附則

- 1 この要項は、令和4年1月26日から施行する。(令和4年4月1日改正)
- 2 最初の委員会の招集は、第6条の規定にかかわらず、市長が行う。
- 3 この要項の施行後最初の部会の招集は、委員長が行う。

別表

西小倉地域小中一貫校整備検討委員会 委員構成
有識者
西小倉地区コミュニティ推進協議会
西小倉自治連合会
体育振興会 (小学校区ごと)
宇治市小中一貫教育推進協議会
学校運営協議会 (小・中学校ごと)
校長 (小・中学校ごと)
P T A (小・中学校ごと)
まちづくりに関する有識者

**第5回 西小倉地域小中一貫校
整備検討委員会 資料③**

西小倉地域小中一貫校整備検討委員会の会議の公開に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、西小倉地域小中一貫校整備検討委員会（以下「委員会」という。）の会議の公開に関し、必要な事項を定めるものとする。

(開催会議の事前公表)

第2条 委員会は会議を開催するにあたり、当該会議の開催日の1週間前までに、会議の概要を記載した書面を行政資料コーナーに備えるとともに市のホームページに掲載するものとする。ただし、緊急に会議を開催する必要があると認められる場合はこの限りではない。

(会議の公開)

第3条 会議の公開は傍聴を認めることにより行うものとする。

(傍聴席の区分)

第4条 傍聴席は、一般席及び報道関係者席に分ける。

(傍聴人の定員)

第5条 一般席の定員は会場のスペースにより5名程度とする。

(傍聴の手続き)

第6条 会議を傍聴しようとする者は、会議開催予定時刻の10分前までに、会議場の傍聴人受付において、氏名及び住所を傍聴受付票に記入する。定員を超えた傍聴希望者があれば、傍聴受付締め切り後、速やかに抽選を行い傍聴人を決定する。傍聴人は事務局の指示に従い入場しなければならない。

(傍聴席に入ることができない者)

第7条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 銃器その他の危険なものを携帯している者
- (2) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を携帯している者
- (3) 笛、ラッパ、太鼓、その他の楽器の類を携帯している者
- (4) ラジオ、拡声器、無線機、マイクの類を携帯している者
- (5) 酒気を帯びていると認められる者
- (6) 前各号に定めるもののほか、会議を妨害し、または他人に迷惑をおよぼすと認められるものを携帯している者

(傍聴人の守るべき事項)

第8条 傍聴人は、傍聴席において、次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。

- (2) 私語、談笑または騒ぎ立てる等、会議を妨害しないこと。
- (3) はち巻、腕章の類をする等、示威的行為をしないこと。
- (4) 飲食または喫煙をしないこと。
- (5) 委員長の許可なく、会議場において撮影、録音その他これに類する行為をしないこと。
- (6) 携帯電話等は電源を切るか、マナーモードに設定すること。
- (7) その他会議場の秩序を乱し、または会議の妨害となるような行為をしないこと。

(委員長の指示)

第9条 傍聴人は、全て委員長の指示に従わなければならない。

(傍聴人の退場)

第10条 傍聴人は、会議を公開しない決定があったときは、速やかに退場しなければならない。

(違反に対する措置)

第11条 傍聴人がこの要領に違反するときは、委員長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(会議資料の提供)

第12条 委員会は、会議資料（宇治市情報公開条例（平成17年宇治市条例第4号）第6条各号の規定に該当する情報（以下「非公開情報」という。）が記録されている部分を除く）を会議の当日までに行政資料コーナーに備えるとともに、傍聴者に提供するものとする。

(会議の非公開)

第13条 委員会は、以下の各号に該当する場合は、非公開とする理由を明らかにしたうえで、委員の過半数の賛同を得て、非公開とすることができる。

- (1) 非公開情報に関し、協議等をする場合。
 - (2) 会議を公開することにより、公正、円滑な協議等が著しく阻害され、会議の目的が達成されないと認められる場合。
- 2 会議の協議事項に公開する事項と非公開とする事項がある場合において、協議を分割して行うことができると認められるときは、非公開の事項に係る部分を除いて公開するものとする。

(会議録の公開)

第14条 委員会は、公開した会議の会議録を作成し、その写しを行政資料コーナーに備え、一般の閲覧に供するものとする。

(その他必要な事項)

第15条 この要領に定めるもののほか、会議の公開に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附則

- 1 この要領は、令和4年1月26日から施行する。

**第5回 西小倉地域小中一貫校
整備検討委員会 資料④**

西小倉地域小中一貫校整備検討委員会の開催状況について

日時	会議等	概要
令和4年1月26日	第1回整備検討委員会	委嘱状交付、委員長選出、副委員長指名、部会長の指名
	●第1回学校部会	副部会長指名、部会スケジュールの説明、整備の基本コンセプトの説明、質疑応答
	●第1回地域部会	副部会長指名、部会スケジュールの説明
令和4年2月14日	●第2回学校部会	グループワーク：「こんな学校ができたらいいな」
令和4年3月9日	●第3回学校部会	グループワーク：「新校舎の配置を考えよう」
令和4年4月8日	●第4回学校部会	委嘱状交付、部会長指名、第3回グループワークのまとめ、グループワーク：「整備の基本コンセプト」
令和4年5月11日	第2回整備検討委員会	整備検討委員会設置要項の改正について、部会報告
	●第5回学校部会	第4回グループワークのまとめ、西小倉地域小中一貫校の検討状況について
	●第2回地域部会	西小倉地域の現状と課題、学校跡地活用方策について、今後のスケジュールについて
令和4年5月30日～6月3日	意見交換会 (3小学校で計3回)	基本計画素案について保護者等と意見交換（学校部会主催）
令和4年6月7日	●第6回学校部会	意見交換会の概要、基本計画素案について（基本コンセプト・配置イメージ（案））
令和4年6月28日	●第7回学校部会	グループワーク：「配置イメージ（案）について」
令和4年7月28日	●第8回学校部会	保護者説明会での意見の概要、基本計画素案について
令和4年9月7日	第3回整備検討委員会	西小倉地域小中一貫校整備事業に係る基本計画について
	●第9回学校部会	西小倉地域小中一貫校整備事業に係る基本計画について
令和4年10月24日	●第10回学校部会	保護者説明会・地域説明会での基本計画への意見概要、グループワーク：「地域開放や避難所機能について」
令和4年12月19日	第4回整備検討委員会	基本設計について意見交換
	●第11回学校部会	
	●第3回地域部会	ワークショップ形式による検討：「西小倉地域の抱える課題について考える」
令和5年2月14日	●第4回地域部会	ワークショップ形式による検討：「課題解決に向けたアイデア考える」
令和5年2月20日	●第12回学校部会	保護者説明会・地域説明会での基本設計への意見の概要、基本設計について意見交換（外観等）